

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例（平成20年12月25日京都市条例第22号）（総務局国際化推進室）

京都市国際交流会館において、特別会議室を準備、練習等のために利用する場合の利用料金の上限額をイベントホールと同様に「通常の利用料金の10分の5に相当する額」と定めることとしました。

この条例は、平成21年1月1日から施行することとしました。

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年12月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第22号

京都市国際交流会館条例の一部を改正する条例

京都市国際交流会館条例の一部を次のように改正する。

別表備考2中「イベントホール」の右に「又は特別会議室」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

(総務局国際化推進室)